

## 第3回多摩市使用料等審議会 要点記録

- 【日 時】 令和7年2月14日（金）18時30分～20時30分
- 【場 所】 多摩市役所本庁舎3階 301会議室
- 【出席委員】 谷井会長、倉田職務代理人、斎藤委員、高野委員、  
越畑委員、西山委員、野村委員
- 【欠席委員】 照井委員
- 【事務局】 松田行政サービス・アセット担当部長、大島行政管理課長、  
三富行政管理担当主査、猪刈主任
- 【傍聴者】 なし

### 1 前回審議の確認と今回の進め方について

- （事務局） 第2回多摩市使用料等審議会要点記録（案）について、修正等の意見があればお願いしたい。
- （委員） （修正等の意見なし）
- （事務局） 原案どおりで確定する。
- （事務局） 資料13「前回審議の確認と今回の進め方について」について説明。
- （会長） 事務局から説明があったが、質問や意見等があればお願いしたい。
- （委員） （質問・意見等なし）

### 2 現行基本方針と事務局改訂案の比較（第3の柱・その他項目）について

- （事務局） 資料14「現行基本方針と事務局改訂案の比較（第3の柱・その他項目）」について説明。
- （会長） 事務局から説明があったが、まずは2ページについて質問や意見等があればお願いしたい。
- （委員） 修正①の第3の柱のネーミングを支持する。
- （委員） これまでと違い加算する内容を加えていく趣旨である。私も第3の柱のネーミングを支持する。マネジメントでは戦略的という言葉をよく使う。
- （会長） 柔軟という言葉の受け止め方が読み手側により異なる可能性があるため、どのような意図で使用しているか説明を加えた方がよいかもしれない。
- （委員） 修正②について減免の適用対象が広がることは市民にとって喜ばしいことだと思う。
- （会長） 続いて3ページについて質問や意見等があればお願いしたい。
- （委員） 早期割引について営利団体などがまとめて安く予約を取り独占してしまうようなことはないか。
- （事務局） 早期割引は稼働率の低い曜日や時間帯に割引を適用し有効活用を図るものである。営利利用についても基本的には市民優先で利用いただき、空いているところを利活用いただく想定である。
- （委員） 利用者懇談会の中で、抽選に外れたがその時間に空いていることが何度かあったという話や、貸室の使用料が全体の予算に占める割合はどの程度か

市へ尋ねている方がいた。また、都心の施設に比べて多摩市は安価という話があった。施設にかかる費用に対して多摩市は良心的な料金設定であることを説明できると良いと感じた。

- (事務局) アピールすることで利用促進につながることもあるだろう。前回の審議会でお話させていただいたが、今後、施設の利用状況や利用者負担率などを公表していく予定である。
- (委員) 総合体育館では早期割引を実施しているか。
- (事務局) 早期割引は空き枠の有効活用を目的としており実施可否は個々の施設の判断による。総合体育館は稼働率が割と高いため利用状況をみて判断することになる。
- (委員) キャンセル料は徴収しているか。
- (事務局) キャンセル料は徴収している。
- (委員) 利用者懇談会ではキャンセル料や使用料をもっと高くするべきという意見があった。
- (委員) 市外利用者の料金を高くしても早期割引を適用すると料金が低くなってしまいうため、市外の方に対しては早期割引を適用しないという考え方もあるだろう。
- (事務局) 施設の運営にかかる費用以上に料金を下げると市外利用を市民負担でまかなうことになるため、修正⑤にもあるとおり、市外利用者の利用に対しては公費負担が発生しないようにする予定である。
- (会長) 修正④について、個人利用をより強く推進していくとあるが現状の周知が不足しているのか、個人利用の使い道がないのか。
- (事務局) 周知が不足しているかどうかといったところの確認が難しい面があるが、庁内の議論では、多様性の時代に個人利用を促進すべきではないか、個人利用の単位設定により利用促進につながるのではないかといった意見があった。
- (会長) 個人の使い道を提示するなどの工夫が必要かもしれない。
- (委員) 例えばカラオケボックスで考えると、昭和世代は団体で歌うために利用するが、若い方は1人で自習や勉強に利用することがある。
- (会長) お1人様ビジネスが増えている傾向もある。
- (事務局) 空いている施設がもったいないため、楽器演奏などの個人利用にも柔軟に対応していきたい。
- (会長) 続いて4ページ目について質問や意見等があればお願いしたい。
- (委員) 営利加算 200%とする根拠は何か。
- (事務局) 資料 15 をもとに後ほど説明させていただく。
- (委員) 市外かつ営利は 400%ということか。
- (事務局) お見込みの通り。
- (委員) 物価の上昇に合わせて使用料も高くするのか。
- (事務局) 物価が一定程度上昇し安定したところを水準にするべきだと考えている。即座に転嫁するのではなく一定期間観察することとし、4年ごとに使用料

改定をしているのが現状である。

(会 長) 修正⑦の最後にハード面の検討とあるが、施設を廃止することか。  
(事務局) 最終的にはそのような判断もあり得るのだと思う。そこに至るまでに、施設の設置目的を最大化させるための取り組みを充分に行い、果たされていないのであれば施設の機能や利用目的の転換などを検討し、それでも利用される見込みが立たず老朽化が進行し安全面の問題なども考慮するなど、充分に確認した上で判断することになるだろう。

(会 長) 続いて5ページ目について質問や意見等があればお願いしたい。

(委 員) 紙幣が変わる度に釣銭の機械を対応させなければならず経費がかかってしまう。そういった面でも電子決済が望ましいだろう。小銭を扱うと釣銭の用意が必要になるが両替にも費用がかかる。小銭が発生しないような方向性は検討しないのか。

(事務局) 電子決済を推進する立場ではあるが、公共としてはデジタルデバインドや現金でのお支払いを望まれる方への配慮は必要である。実際にキャッシュレス決済を導入している施設ではキャッシュレス決済が3～4割で現金でお支払いする方が多い状況である。

(会 長) 続いて6ページ目について質問や意見等があればお願いしたい。

(委 員) ピアノとスポーツ施設以外にもあるように感じるが2つを特記している理由は何か。

(事務局) ピアノは調律という特別な管理が必要であり、ナイターは光熱費がかかる。スタジオではドラムが使えるが附帯設備として施設の使用料に含める考え方である。

(会 長) 文章内に「付帯」と「附帯」があるため文言を整理いただきたい。

(事務局) 承知した。

(委 員) 電気代等の実費を根拠に算出するとあるが冷暖房などの光熱水費全般を指すのか。

(事務局) ナイター設備の電気代の想定である。光熱費は基本的には施設使用料に含まれる。総合福祉センターや市民活動・交流センターに陶芸窯があるが、別にガス代などがかかるため別途実費相当の費用をいただいている。ピアノとスポーツ施設に関する限定的な記載になっているため、例示のような書き方に修正させていただきたい。

### 3 営利等料金の原則について

(事務局) 資料15「営利等料金の原則について」について説明。

(会 長) 事務局から説明があったが、まずは4ページについて質問や意見等があればお願いしたい。

(会 長) 近隣市の導入状況はいかがか。営利行為をどのように見分けるのか。

(事務局) 近隣市について確認した範囲では確認できなかったが関東圏では我孫子市では割り増し設定、小田原市では使用料に25倍までを限度に施設ごとに設定するなど自治体ごとに考え方が異なっている。営利利用が公序良俗に反

するような使われ方にならないように確認することは難しい問題である。  
施設利用時に登録していただくが、一般的な利用においても申込者と実際の  
の利用者が一致しているかどうかを個々に確認することまではしていない。

(会 長) 他自治体に事例がなく多摩市が先陣を切るということで良い試みだと感じる。  
後者については営利を導入している他自治体に確認してもよいだろう。

(委 員) 営利加算自体には賛同するが、200%以上に設定してもよいのではないだろう  
か。最大で500倍とするなど幅を持たせる、物価スライドなどと連動させ  
るなどはどうか。

(会 長) 加算の料金水準についてはP5各論で議論いただきたいため、P4総論では  
まずは営利加算の導入について賛同できるかどうかご意見をいただきたい。

(委員全員) 賛同する。

(会 長) 続いて5ページについて質問や意見等があればお願いしたい。

(事務局) 200%という設定について判断が難しいところがあるが、空いている施設  
をもっと利用いただきたいことから、高額に設定することで利用が促進さ  
れないのであれば本来の趣旨と異なるため、多摩市としては本来100%のと  
ころ200%として利用促進につなげられるようにしたいという意図である。

(委 員) 先ほど西山委員よりベースとなる料金設定が多摩市は低いというお話があ  
った。200%よりも高く設定してもよいのではないだろうか。

(会 長) 営利利用の具体的な想定はあるか。

(事務局) 例えばコミュニティセンターや公民館などではダンス教室や個別指導の塾  
などである。

(会 長) 需給バランスになるためどの程度の金額であれば想定している団体が利用  
するかアンケート調査などで確認した上で価格設定してもよいのではない  
だろうか。高く設定して利用されないのでは趣旨と異なり、安く設定しす  
ぎると貴重な財源を失うことになる。良い形で料金設定できるとよい。

(委 員) 施設は古くなるため施設の価値は下がる。今2倍にすると今後も最大値に  
なると思う。価値が高いうちは高く設定し、老朽化して価値が下がったと  
きに設定を下げるという考え方もあるだろう。一律2倍では勿体ないよう  
に感じる。営利について、個人事業主でスクールや私塾などを経営されて  
いる方の扱いはどうなるのか。

(事務局) 営利／非営利団体・個人事業主などの利用者の属性によらず、利用のされ  
方が営利・営業・宣伝やこれに類する場合に営利等加算をするものである  
が、わかりやすい記載へ修正したい。

(委 員) 施設ごとに判断するとあるが判断基準がさまざまになってしまわないだろ  
うか。明確化できないか。

(事務局) 営利かどうかの判断は施設ごとに行うこととしているが、何をもって営利  
と捉えるかについては明確ではないところもあるが、基本的には資料にあ  
るとおり営業・販売・勧誘などの行為に着目して判断する方向である。

(委 員) 利用者はなるべく営利ではないと主張しようとすると思う。営利か営利で  
はないかの判断基準を明確にすることは大事だと思う。

- (委員) P5の判断基準に関して、「直接的な経済的利益を生じさせる行為の有無」と「間接的な営利・利益につなげる目的を含めた使用」とあり、どのように理解したらよいか。
- (会長) 上段の記載を「経済的利益を生じさせる、または生じさせる可能性のある行為の有無」という内容に修正してはどうか。
- (事務局) 修正させていただきたい。

#### **4 次回審議会について**

- (事務局) 次回審議会の日程について、本日いただいた日程調整表をもとに来週早々にメールで連絡させていただく。

#### **5 閉会**